

丹波少年自然の家事務組合の解散に伴う財産処分に係る  
協議について

丹波少年自然の家事務組合を令和 6 年 3 月 3 1 日限りで解散することに伴う財産処分について関係地方公共団体と協議するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 0 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 8 月 3 1 日提出

伊丹市長 藤 原 保 幸

丹波少年自然の家事務組合の解散に伴う財産処分  
丹波少年自然の家事務組合の財産を次のように処分する。

- (1) 組合の解散時に保有する一切の財産，権利等は丹波市に帰属させる。
- (2) 前号に伴い必要となる経費については，関係地方公共団体が負担することとし，組合に拠出する。